

南アルプス I C 周辺（東部・西部エリア）事業スキーム構築に向けた 調査設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

この要領は、南アルプス I C 周辺エリアの高度活用を目指した南アルプス I C 周辺整備事業（以下、「本プロジェクト」とする。）の推進を図るための「南アルプス I C 周辺（東部・西部エリア）事業スキーム構築に向けた調査設計業務（以下「本業務」という。）」を委託するにあたり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者から、公募型プロポーザル方式により最適な者を受託候補者に選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- （１）業務名称 南アルプス I C 周辺（東部・西部エリア）事業スキーム構築に向けた調査設計業務委託
- （２）業務内容 別紙「南アルプス I C 周辺（東部・西部エリア）事業スキーム構築に向けた調査設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- （３）履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 6 日まで
- （４）予算上限額 25,300 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本選定に参加できるものは、本事業公告から優先交渉権者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- （２）公告の日から選定審査終了までの間において、南アルプス市長及び山梨県知事から入札参加資格停止の措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む）者でないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、更正手続き開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- （４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。（ただし、再生手続き開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けた者を除く。）
- （５）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員または支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（6）仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者および南アルプス市の指示に柔軟に対応できる者であること。

4 選定スケジュール（予定）

内 容	期 日
参加募集開始	令和7年5月16日（金）
質問受付期間	令和7年5月21日（水）午後5時 まで
質問回答期限	令和7年5月30日（金）
参加申込提出期限	令和7年6月 6日（金）午後5時 まで
企画提案書提出期限	令和7年6月17日（火）午後5時 まで
プレゼンテーション	令和7年6月26日（木）（予定）※詳細は参加者に別途通知
選定結果通知	令和7年7月 上旬予定
契約手続き	令和7年7月 上旬予定

5 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思のある場合は、以下の書類を提出すること。

（1）提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式3）

（2）提出期限

令和7年6月6日（金）午後5時まで必着

（3）提出方法

郵送（書留郵便に限る）または持参。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに南アルプスIC周辺整備室に提出する。

6 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより質問項目を送付すること。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しないものとする。

（１）質問の受付

- ①提出書類 質問書（様式９）
- ②提出期限 令和７年５月２１日（水）午後５時まで。
- ③提出方法 電子メールにて南アルプスＩＣ周辺整備室に提出すること。

（２）回答

質問に対する回答は、電子メール及び南アルプス市ホームページにて回答する。

（３）その他

- ・同様の質問が複数あった場合は、一括して回答する。
- ・本業務の趣旨からかけ離れている場合には本市の判断により、回答を行わない場合がある。
- ・質問者の名称等は、公表しない。
- ・評価に対する質問については、回答しない。

7 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を直接持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

（１）必要書類

- ① 企画提案書表紙（様式２）
- ② 会社概要書（様式３）
- ③ 協力会社概要書（様式４）
 - ・本業務に携わる予定の協力会社がある場合には、体制図（任意）も別途提出すること。
- ④ 同種業務実績書（様式５）
 - ・同種業務実績とは、１０ha以上の開発行為及び土地区画整理事業の調査・設計・計画策定いずれかの業務とする。
 - ・同種業務実績の件数は５件までとする。
- ⑤ 業務実施体制（様式６）主任技術者調書（様式７－１）、業務担当者調書（様式７－２）
 - ・本業務を所定の期間内に履行するため、主任技術者、業務担当者を置くこととする。なお、主任技術者、業務担当者については、経歴や同種業務実績、現在の担当業務を記載すること。
- ⑥ 企画提案書（様式８）
 - ・企画提案書は仕様書を踏まえたうえで、下記の内容を記載すること。
 - Ⅰ 南アルプスＩＣ周辺高度活用推進計画及び法規制等に基づく土地活用に向けた事業手法の提案
 - Ⅱ 事業性の検討に必要な前提条件（画地や街区、造成設計、道路等インフラ整備、概

算事業費の算出など) の提案

Ⅲ 実現可能性の高い事業スキーム構築に向けた業務手順の提案

Ⅳ その他、本プロジェクトの実現に寄与する業務提案（自由提案）

Ⅴ 業務の実施スケジュール

- ・ 記述内容はできる限り平易な言葉を用い、専門用語や略語は極力使用しないよう配慮するなど、提案内容の分かりやすさを重視すること。
- ・ A4版横書きにて10ページ以内とすること。使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、本文中のフォントは11ポイント以上とすること。

⑦ 見積書（様式10）

- ・ 「2 業務の概要」に記載する予算上限額を上回った場合は参加資格を喪失する。
- ・ 積算額の内訳が記載された書類を添付すること。ただし、仕様書中の「第4条 業務内容」に示すそれぞれの項目の内訳が分かるように金額を記載すること。

(2) 提出部数等

① 提出部数 正本 1部

副本 10部（正本の写し）

CD-R 1枚（PDF形式で保存したもの）

② 提出期限 令和7年6月17日（火）午後5時まで必着

③ 提出方法 郵送（書留郵便に限る）または持参。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに南アルプスIC周辺整備室に提出すること。

(3) その他

参加申込後に辞退する場合は、参加に関わる必要書類の提出期限までに辞退届（様式11）を提出すること。

8 既存資料の閲覧

企画提案書作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

(1) 資料名

「南アルプスIC周辺高度活用推進計画」

「南アルプスIC周辺土地利用検討資料作成業務 報告書」

(2) 閲覧場所

南アルプス市 総合政策部 南アルプスIC周辺整備室 周辺整備担当

山梨県南アルプス市小笠原376番地

電話 055-282-7406

FAX 055-282-1112

(3) 閲覧期間

企画提案書提出期限の前日までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

9 選定方法

選定は、提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）によって行うものとする。その際、プレゼンテーションの出席者は4名以内（機器操作者を含む。）とし、主任技術者は必ず出席すること。

（1）審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及び見積金額について、総合的に評価する。評価は、別紙「審査基準表」に基づき選定し、企画提案書及びプレゼンテーションによる評価の合計点が上位の者を優先交渉権者に決定する。

また、参加申込者が1者の場合でも、評価は実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、当該事業者と契約に向けた協議を行うものとする。

（2）プレゼンテーション

企画提案書の内容などを審査するため、プレゼンテーションを次のとおり実施する。

日 時：令和7年6月26日（木）を予定

※ 詳細は本市が別途通知により指定した日時とする。

説明者：説明は企画提案書の業務実施体制に記載したもののうち4名以内とする。

実施方法：

- ・ 30分以内とする。（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
- ・ プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、南アルプスIC周辺整備室に事前に連絡すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは当市で準備するが、パソコン、その他の機材等は各参加事業者にて用意すること。
- ・ プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うこと。また、追加資料は認めない。

その他：

- ・ 企画提案書の内容を具体的に説明すること。
- ・ 説明時は平易な用語で、わかりやすく説明すること。
- ・ 指定した時刻に遅れた場合には、失格とする。ただし、公共交通機関の遅延や感染症等不測の事態によりやむを得ないと認められる場合については、選定委員会の会議に諮るものとする。参加者の変更についても同様とする。
- ・ その他、詳細については原則として本市の指示によるものとする。

10 選定結果の通知及び契約

（1）選定結果等

- ・ 選定結果は、プレゼンテーションに参加した全事業者へ書面にて通知する。
- ・ 審査は、非公開とする。
- ・ 審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

（2）契約締結

- ・ 優先交渉権者は、業務内容の詳細について、南アルプス市と協議を重ねた上で、契約内

容に関する協議が整ったときは、契約を締結することとする。

- ・ 優先交渉権者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とする。

1.1 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、内容の追加および修正は認めない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合は、提案を無効とする。
- (7) 提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合、又は辞退の申し出があった場合は、参加資格を失うこととする。

1.2 資料提出及び問い合わせ先

南アルプス市 総合政策部 南アルプス I C 周辺整備室 周辺整備担当：中込・小林・杉田

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原 376

Tel 055-282-7406／Fax 055-282-1112

E-mail kyoten@city.minami-alps.lg.jp

(別紙) 事業スキーム構築に向けた調査設計業務委託プロポーザル審査基準表

【書類審査】提出書類の内容から事務局が算出

評価項目		評価内容	配点
業務実績	会社概要書（様式３）	同種類似業務の実績から本業務を適切に実施できる能力を有しているか	１０
	協力会社概要書（様式４）		
	同種業務実績書（様式５）		
実施体制	業務実施体制（様式６）	業務遂行のための役割分担や、人員配置体制は適切か。また、十分な業務経験を有しているか	５
人員配置	主任技術者調書（様式７－１） 業務担当者調書（様式７－２）		１０
見積額	見積書（様式１０）	見積額は企画提案や業務量に対して適正であるか	５
計			３０

【ヒアリング審査】選定委員が算出

評価項目		評価内容	配点
企画提案	企画提案書（様式８）	仕様書の業務内容を十分に理解し、本業務に適した業務構成（調査設計項目）となっているか	１０
		目的を達成するための業務へのアプローチや検討手法、分析方法が的確か	２０
		提案内容が企画力に富み、独自提案に創意工夫がみられるか	１５
		業務遂行のため適切なスケジュールが示され、作業工程に無理はないか	５
プレゼンテーション及びヒアリング		プレゼンテーションはわかりやすく説明が明確であるか	５
		知識・経験に裏付けられた、実現可能な提案であるか	５
		業務に対する取り組み意識が高く、熱意が感じられるか	５
		質問に対する応対は明確でかつ迅速であるか	５
計			７０